No.290 2022/7/15

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

暗号資産(仮想通貨)の税務上の取扱い～法人の場合

Q 当社は暗号資産（仮想通貨）を保有していますが、現在、暗号資産の税務上の取扱いはどうなっていますでしょうか？そのポイントを教えてください。

解説

暗号資産の取扱いについては、法人で持っている場合と個人で持っている場合とは異なる取扱いとなっています。

1． 取得価額

総平均法又は移動平均法のうちいずれか選択した方法となります。選択しない場合は、法人においては移動平均法となります。選択する場合は、その事業年度の申告期限（3 月決算であれば、通常、5 月末）までに提出する必要があります。
なお、取得時に手数料を支払っていたら、その支払手数料の額を暗号資産の本体価格に加算して、その暗号資産の取得価額とします。

2． 譲渡損益の計上時期

暗号資産の売却等により生じた譲渡損益は、売却等に係る契約をした日（約定日）の属する事業年度の益金の額または損金の額に算入します。

3． 期末時価評価

法人が事業年度終了の時において有する暗号資産については、時価法により評価した金額をもって、期末における評価額とします。なお、その評価額と帳簿価額との差額（評価損益）は、その事業年度の益金の額または損金の額に算入し、この評価損益は翌事業年度で洗替処理をすることになります。
ただし、この取り扱いは、その保有する暗号資産に活発な市場が存在するものに限ります。

4． 消費税

暗号資産の譲渡には、消費税は課税されません。また、仕入税額控除を計算する際の課税売上割合の算出に当たっても、非課税売上高に含めて計算する必要はありません。

要するに…

法人が保有する暗号資産については、評価方法を選択していない場合は法定評価方法である移動平均法で評価します。通常、総平均法の方が計算方法は簡単であるので、期末に手間を省きたければ、確定申告期限までに届け出を提出しておくことをお勧めします。